

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、改正予防接種法に基づき、対象年齢を定め、順次実施することとされている。ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の収束に大きな意味を持つものであり、その迅速かつ確実な遂行に向け、圏域の中核都市としての役割を有し、保健所を設置する中核市が果たす責任は大きいものと考えている。

4月からの一般向け接種の開始後、これまでの間、国において接種の加速化を図るため、大規模接種や職域接種などを推進されている。中核市においても、国からの要請を受け、当初の予定を前倒し、接種の加速化を図るため精力的に取り組んでいるところであるが、実施に当たっての課題が山積している。

については、ワクチン接種を希望する全国民に対して安全かつ円滑に実施できるよう、下記に掲げる事項に対し、国の手厚い支援を要望する。

記

1 ワクチンの安定供給について

国が示した方針に従って、7月末までに65歳以上の高齢者への接種完了を目指し、医療機関の協力を得て、接種を加速している一方で、ファイザー製ワクチンについては、7月から供給量が減少し、8月以降の供給量が国から示されておらず、職域接種の申請増加等によりモデルナ製ワクチンの供給も不透明である。

今後、64歳以下の方への接種が本格的に始まり、接種対象者が増えていくため、各自治体が混乱なく円滑な接種を行えるよう、ファイザー、モデルナのいずれのワクチンについても、自治体が求める必要量を確実に確保するとともに、接種の加速化や前倒しにも対応し、遅滞なく供給すること。

また、仮に十分な供給が困難な場合は、国の責任において、その状況と理由について国民に説明するとともに、接種計画に支障が出ないように、具体的な配分時期及び配分量の見通しについて、早期に情報提供すること。なお、自治体はワクチンの必要数を適正に見積もり、要求していることから、要求量に基づいて配分すること。

2 ワクチン接種に要する経費等に対する財政措置の拡充について

(1) 各自治体においては集団接種や大規模接種、企業による職域接種など様々な取組を進めているところであるが、身近なかかりつけ医療機関で接種を受ける方も多く、今後も個別接種は大きな役割を担っていくと考えられる。

64歳以下の市民に対する個別接種も着実に進められるよう、現在、高齢者の個別接種を促進するために実施されているワクチン接種対策費負担金によ

る接種費用の上乗せや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による追加支援策について、希望するすべての方への接種が終了するまで期限を延長すること。

(2) 接種事業は前例のない大規模事業である上、国の方針に従い、接種を加速化するため、各自治体が工夫を凝らし、集団接種を始め地域の実情に応じた取組を推進している。接種体制確保事業費については、自治体の負担が生じないよう、先例に基づいた補助対象経費の判断をすることなく、積極的な支援を行うこと。

3 職域接種について

(1) 職域接種については、接種の加速化を図るための有効な方策の一つであることから、申請受付の再開時期を早期に示すとともに、希望する企業等に対して、申請承認やワクチン供給が滞りなく円滑に行われるようにすること。

(2) 商工会議所等が中心となり、企業等に対する接種体制を構築する場合に、実施に向けての障壁とならないよう、必要となる経費については自治体による接種と同様に国が責任をもって全額負担すること。

(3) 接種回数等の最低要件を満たさないため、職域接種を希望する企業等が実施できない場合があるため、自治体接種の実施に影響のない範囲で要件緩和を検討すること。

4 ワクチン接種に対する偏見や差別の解消について

接種は本人の健康状態など様々な事情を勘案し、個人で判断されるものであることから、職場や学校、その他あらゆる場においてワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷は絶対に許されるものではなく、このようなことが生じないよう、国において全国的な啓発や相談窓口の設置を行うこと。

5 事業の推進に当たって

各自治体は、これまで国からの通知に基づき、計画的に接種体制を構築し、取り組んでいることから、方針等の見直しに当たっては、自治体向けに速やかに情報提供を行うとともに、自治体に対するこれまでの通知との整合性や自治体の準備状況を勘案し、現実的な内容となるよう、十分留意すること。

令和3年6月30日

中核市市長会